



国民健康保険料納付書の誤送付について

と き 平成27年(2015年)6月23日 発表

と ころ 練馬区区民部国保年金課

区は、国民健康保険料の納付書を誤って別人あてに送付してしまいました。
ご本人様には、謝罪をして、正しい納付書をお渡ししました。封入作業を委託した事業者が、お二人の納付書を入れ違いに封入してしまいました。
誤送付が発生しましたことを深くお詫びいたします。区では再発を防止するため、事業者への指導を徹底し、区の確認体制についても見直しをします。

【事故の概要】

平成27年6月18日(木)に、平成27年度国民健康保険料納入通知書を発送いたしました。この通知には、お支払いのための納付書が同封されています。(口座振替や年金からの引き落としでの支払い方法の方を除く)

平成27年6月22日(月)午前、区民の方(A様)から、ご自身の納付書でなく、別人B様の納付書が同封されているとのご連絡がありました。

担当職員が、A様のご自宅に伺い、謝罪のうえ、正しい納付書をお渡しし、誤って同封された納付書を受け取りました。

同日、職員がB様のご自宅に伺ったところ、A様の納付書が同封されていました。謝罪のうえ、正しい納付書をお渡しし、誤って同封された納付書を受け取りました。

封入業務を委託した事業者を確認した結果、封入作業にミスがあり、確認作業においても見落とししたことが原因でした。

(参考) 納付書記載事項：世帯主の住所、氏名、記号番号、国民健康保険料納付額

【再発防止策】

本件は、封入業務での確認もれが原因でした。

国保年金課では、下記のとおり対応します。

- (1) 委託事業者の作業状況ならびに確認体制について改善策を求める。
- (2) 区による抽出検査の実施など確認体制を見直す。

【問い合わせ】区民部 国保年金課 こくほ資格係 電話03-5984-4554